

## 朝鮮における土地収用令

— 1910~20年代を中心に —

*The Compulsory Purchase of Land Act in Korea, 1910-1920*

広瀬 貞三\*

### 目 次

---

はじめに
1・土地収用令の検討
(1) 土地収用令の制定
(2) 土地収用令の条文分析
(3) 土地収用令の「改正」
2・1920年代の「土地収用公告」分析
(1) 「土地収用公告」の史料価値
(2) 「土地収用公告」の数
(3) 起業者の種類
(4) 事業の種類
(5) 地域の分布
(6) 土地の細目数
おわりに

### はじめに

私は植民地期朝鮮において日本（朝鮮総督府）が行った産業基盤（インフラストラクチャー）整備政策に関心を持ち、この間、水豊発電所建設、道路建設、河川改修に関する事例研究を行ってきた。この結果、短期間で産業基盤整備が可能になった背景に、朝鮮総督府（以下、総督府とする）が強大な権限を保有していたこと、朝鮮人を夫役や各種政策によって大規模に動員できたこと、必要な土地を思いのままに没収できたこと、などの条件があったことを明らかにした。(1)

こうした研究の過程を通して、これらの事態を可能にしたのは、総督府が1911年に公布した土地収用令（以下、「令」とする）にその法的裏付けがあると考えられるようになった。後述するように、「令」はその後いくたびか「改正」されながらも、1945年まで植民地期朝鮮で大きな影響力を発揮したのである。

「令」に関しては、すでにいくつかの先行研究において、その重要性が指摘されている。(2)

\*HIROSE, Teizou [情報文化学科]

しかし、これらの特徴として、第一に、「令」の条文の一部を取り上げるだけで、大規模な土地収用が可能だったとするものの、「令」自体の分析はなされていない。第二に、「令」の制定時だけが注目され、植民地全期を通して「令」がどのように「改正」されたのかが不透明である。第三に、発電所建設、工場建設、道路建設などは朝鮮人所有の土地を収奪したものだと言われているものの、「令」との具体的な関係が明らかではない。いずれにしろ、いまだ「令」そのものを扱った本格的な研究は出されていないため、「令」の実像はほとんど解明されていない。

こうした研究史の現状から、本稿では、1910～1920年代を中心に、次の二点に焦点を絞り、考察する。第一に「令」の全体像を検討するため、「令」の条文分析と、「令」の「改正」過程を明らかにする。第二に『朝鮮総督府官報』掲載「土地収用公告」を分析し、「令」の具体的な性格に迫る。この二点を通して、「令」の実像の一端と、「令」が朝鮮社会に与えた影響などを明らかにする。

## 1・土地収用令の検討

### (1) 土地収用令の制定

朝鮮は1910年8月29日、「韓国併合条約」の調印により日本の支配下に入った。これ以降、総督府による法制度の体系が築かれていった。

1911年4月17日総督府は「土地収用令」（制令第3号）を公布し、具体的な施行に関しては、同年6月29日「土地収用令施行規則」（府令第80号）を公布した。注目されることは、総督府が「土地収用令」と同日に「道路規則」（府令第51号）、「道路修築標準」（訓令第37号）を公布していることである。(3) 総督府にとって、道路建設と土地収用はメダルの裏表のように一体のものとして意識されていたのであろう。

これから約2週間後の同年7月14日、総督府は「土地収用令ヲ明治四十四年七月十四日ヨリ左記ノ地域ニ施行ス」として、京畿道京城府・楊州郡など、2府・4郡に「令」を適用した。(4) この時、具体的な土地を収用するために「令」を施行したのか、あるいは「令」の適用のみで実際の土地収用はなされなかったのか否かは不明である。いずれにしても、その後総督府は〔表1〕のように、府、郡単位で次々と施行地域を指定していった。さらには道の未施行地域全部へと拡大し、1917年1月20日公布の17回目の「令」によって、朝鮮全土がその施行地域に入ったのである。

表1 土地収用令の施行地域拡大

年月日	府令	施行地域
1911年7月14日	87号	京畿京城府・楊州郡、慶北大邱府、全北全州郡・任実郡・南原郡
1911年8月7日	91号	平南鎮南浦府
1911年9月22日	100号	慶南釜山府
1912年3月29日	65号	平南平壤府
1912年4月25日	88号	黄海海州郡
1912年5月9日	99号	咸南元山府・安辺郡
1912年8月10日	4号	忠南公州郡
1912年9月25日	17号	江原鉄原郡
1912年12月4日	35号	咸北城津郡
1913年1月9日	2号	全北益山郡
1913年2月1日	5号	全北群山郡
1913年3月29日	30号	平北龜城郡・泰川郡
1913年11月6日	99号	全南光州郡
1914年3月19日	21号	慶南金海郡
1914年4月14日	40号	忠北全部、京畿・忠南・慶北・咸南・咸北の未施行地域全部
1915年6月1日	60号	平北の未施行地域全部
1916年7月4日	57号	江原の未施行地域全部
1917年1月20日	1号	全北・全南・黄海・平南の未施行地域全部

〔土地収用令施行地域〕、朝鮮総督府内務局土木課編『現行朝鮮土木法規集』上巻（帝国地方行政学会朝鮮本部、1938年）第7章、8頁。

1900年3月に公布された日本の土地収用法（法律29号）（以下、「法」とする）が全土に挙に施行されたのに対し、朝鮮の「令」は施行地域を徐々に拡大していったことが特徴である。(5)

では、なぜ「令」は一挙に朝鮮全土に適用されなかったのでしょうか。これについては、二つのことが推測できる。第一には、植民地台湾で台湾総督府が1901年5月に公布した「台湾土地収用規則」（府令43号）も段階的に施行地域を拡大しているように(6)、これに依拠した可能性が考えられる。第二には憲兵警察制度の下、巨大な権限を行使できる総督府は、さほど「令」の必要性を感じていなかったとも考えられる。これは総督府が「土地ノ収用ニ関シテハ従来概ネ協議売買又ハ寄付行為ニ依リテ其ノ必要ヲ充タスヲ例トシ未タ多ク支障アルヲ見サルヲ以テ収用令ノ適用ハ地域ヲ局限シテ之ヲ施行ス」(7)と述べていることから推定できる。ただ、ここでいう「協議売買又ハ寄付行為」とは、実際には「協議売買」「寄付」という美名による土地強奪に過ぎなかったことを、私は1910年代の道路建設の事例研究によって明らかにした。(8)おそらく、1910年代には「協議売買」「寄付」という名目での土地強奪が不可能だった場合のみ、「令」が適用されたのではないかと想定する。

1917年1月から「令」が全国に適用されたのは、「協議売買又ハ寄付行為」という美名が通用しなくなるほど、「令」に対する朝鮮人の抵抗が強まっていたのではないかと推定する。

## (2) 土地収用令の条文分析

ここでは「令」の条文を、日本で1900年3月7日に出された「法」（法律第29号）と比較することで、「令」の特徴を見てみよう。(9)

### 1) 条文数と構成

「令」は全29条にすぎず、特に章別には構成されていない。また「土地収用令施行規則」も全19条にすぎず、両者を合わせても48条である。これに対し、「法」は10章88条にもおよぶ膨大なものである。しかも、その内訳の章立は、総則、事業ノ準備、事業ノ認定、収用ノ手続、収用審査会、損失ノ補償、収用ノ効果、費用ノ負担、監督・強制罰則、訴訟及訴訟、と整然とした形式を整えている。

このように、両者の間に大きな差があることは、「令」が「法」に比べて厳密に構成されていないことを意味する。この結果、「令」の具体的な適用や運用面で、総督府の意向が強く反映することになる。

### 2) 土地収用が可能な事業

「土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得」るには、「公共ノ利益トナルヘキ事業」でなければならないと、「令」でも「法」でも第1条（以下、括弧で記入する）で明記されている。その「事業」認定に関し、「令」では5項目に分け、「国防其ノ他軍事ニ関スル事業」、「官庁又ハ公署建設ニ関スル事業」、「教育、学芸又ハ慈善ニ関スル事業」、「鉄道、軌道、道路、橋梁、河川、堤防、砂防、運河、用悪水路、溜池、船渠、港湾、埠頭、水道、下水、電気、瓦斯又ハ火葬場ニ関スル事業」、「衛生、測候、航路標識、防風、防火、水害予防其ノ他公用ノ目的ヲ以テ国又ハ公共団体ニ於テ施設スル事業」（第2条）などの内容が列挙されている。

これに対し、「法」の「事業」もほぼ同一であるが、「令」にはない事業として、「皇室陵墓ノ宮建又ハ神社」、「専用自動車道」、「国立公園」などが挙げられているのが異なる点である。

### 3) 事業認定の手続き

「令」では、起業者が土地収用の認定を受けるためには、「地方長官ヲ經由シ朝鮮総督ニ申請スヘシ但シ宮内省又ハ国ノ起業ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務官庁ヨリ朝鮮総督ニ協議スヘシ」（第5条）とあり、「土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ朝鮮総督之ヲ認定ス」（第4条）とある。朝鮮総督が土地収用を必要とする「事業」と認定した時、朝鮮総督は「起業者、事業ノ種類及収用又ハ使用スヘキ土地ノ細目ヲ公告ス」（第4条）とある。この「公告」がその都度、『朝鮮総督府官報』（以下、『総督府官報』とする）に掲載されるのである。

これに対して、「法」では手続き上に大きな差がある。「法」では内閣が事業認定を行うものの、「軍機ニ関スル事業ハ此ノ限ニ在ラス」(12条)となっている。起業者が事業認定を受ける場合には、事業計画書及び及図面を添えて、地方長官を経由して内務大臣に申請する(13条)。内閣が事業認定をした場合、起業者、事業の種類、起業地を公告するのである(14条)。

つまり、事業認定は「令」も「法」もいずれも起業者が地方長官を経由して書類を申請する。だが、事業認定者が日本では内閣であるのに対し、朝鮮では総督となっているのが大きな違いである。

#### 4) 公告後の土地収用の手続き

これについても、「令」と「法」では大きな違いがある。「令」では「公告アリタルトキハ起業者ハ其ノ土地ニ関シ収用又ハ使用ノ権利ヲ取得スル為関係人ニ協議ヲ為スヘシ」(8条)との簡単な一文があるに過ぎない。

これに対し、「法」ではこれ以降の手続きが細かく規定されている。まず、内閣が公告をした後、起業者の申請により地方長官は収用すべき土地、または使用すべき土地の細目を公告するか、土地所有者・関係人に通知する(19条)。地方長官が公告や通知した後、起業者は土地所有者・関係人と共に土地物件に関する調書を作らなければならない(21条)。起業者、土地所有者及び関係人が作った調書の記述事項に対しては異議を述べることができない(22条)。

つまり、朝鮮の場合では総督が認定し、「公告」した場合は、すぐに当事者間(起業者と土地所有者・関係人)の交渉になる。これに対し、形式的ではあれ、日本では地方長官が当事者間の交渉の仲介に入ることになっている。また、起業人と土地所有者・関係人との協議・手続きに関し、朝鮮では簡略なのに対し、日本では規定が厳格に定められている。

#### 5) 裁決の申請と協議

「令」では、起業者と関係人の間で「協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ為スコト能ハサルトキハ起業者ハ地方長官ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同時ニ関係人ニ之ヲ通知スヘシ」(9条)とある。また、「地方長官裁決又ハ決定ヲ為スニ付必要アリト認ムルトキハ鑑定人、事実参考人、起業者又ハ関係人ヲ呼出シ其ノ意見又ハ供述ヲ聴クコトヲ得」(11条)とある。さらに、「起業者又ハ関係人地方長官ノ裁決又ハ決定ニ不服アルトキハ裁決書又ハ決定書ノ謄本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日内ニ朝鮮総督ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得」(12条)となっている。つまり、起業者と関係人の間で協議が整えない時には、地方長官が裁決・決定する権限もっている。この地方長官の裁決・決定に不服な場合、起業人はさらに総督に裁定を求めるこ

とができる。つまり、当事者間で意見がまとまらない時は、地方長官の裁定・決定、さらには総督の裁定という二段階で異議を申し立てることができる。

これに対して、「法」では第三者機関的な収用審査委員会が一定の機能を果たしている。「法」では、地方長官の公告、又は通知の後、起業者と関係人の間で協議を行う。この協議が整わない時、起業者は収用審査会に裁決を求めることができる。まず、起業者は地方長官に申請書と各種書類を提出する。地方長官はこれらの書類を郡市長に送付する。郡市長はこれを公告し、その書類を一週間公衆に縦覧させる。これに対し、土地所有者及び関係人は縦覧期間の初日から二週間以内に地方長官に意見書を提出する。地方長官はこの後に収用審査委員会を開くのである。

収用審査会は内務大臣の監督に属し、会長1名、委員6名で組織する。会長は地方長官、委員は高等文官3名、道府名誉職参事会員3名である。収用審査会は開会の日から一週間内に裁決を行わなければならない。収用委員会が期間内に裁決しない時は、地方長官は内務大臣の指揮を乞う。内務大臣は収用審査委員会に一定期間内に裁決すべきことを命じるか、これに代えて地方長官に裁決を命じる。(22~29条、35~38条)

換言すれば、「令」では当事者間の協議は整わない場合には、地方長官、最後は総督の裁決と二段階なのに対し、「法」では官選とはいえ地収用審査委員会のような第三者的機関が存在し、さらには書類縦覧の機会まで設けられている。

二段階になっている「令」の最大の矛盾は、総督府や地方長官自らが起業者となる場合である。一例として総督府が起業者となり、京畿道で公共工事を行う場合を想定してみよう。この場合、総督府が起業者となる事業の裁決を、行政上の下部機関である京畿道長官が行う。これに関係人が不服の時は、最終的に総督が裁定するのである。地方長官が起業者となる場合、事業の裁決を同一人物たる京畿道長官が行うのである。つまり、行政側の絶対的な優位が当初から決定しているといえよう。

#### 6) 損失の補償

「令」には「関係人ノ受クヘキ損失ハ起業者之ヲ補償スヘシ」(7条)、「収用又ハ使用スヘキ土地ニ在ル物件ハ移転料ヲ補償シテ移転セシムルコトヲ得」(15条)、「起業者ハ収用又ハ使用ノ時期迄ニ補償金ヲ関係人ニ払渡スヘシ但シ払渡スコト能ハサル事由アルトキハ之ヲ供託スヘシ」(19条)との簡単な規定があるにすぎない。これ以上の具体的な記述は一切ない。

これに対して、「法」では第6章「損失ノ補償」の中に、「収用スヘキ土地物件ニ付テハ相当

ノ価格ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ」とし、しかも「使用スヘキ土地ニ付テハ其ノ土地及傍隣地ノ料金ニ依リ其ノ損失ヲ補償スヘシ」(48条)と、基準を明記している。また、残地補償についても「土地ノ一部ヲ収用又ハ使用スルニ因リテ残地ノ価格ヲ減シ其ノ他残地ニ関シ損失ヲ生スヘキトキハ其ノ損失ヲ補償スヘシ」(49条)とある。さらには、「通路、溝渠、墻柵其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築又ハ修繕ヲ為ス必要ヲ生スルトキハ其ノ費用ヲ補償スヘシ」(53条)との規定まで盛られている。

### 7) 訴願・訴訟

「令」には総督の裁定に不服の場合、関係人はそれ以上の権利を行使できない。つまり、訴願・訴訟が制度として明文化されていないため、総督の裁定が下ると、これに反対することは不可能であった。

これに対し、「法」には「第10章 訴願及訴訟」がある。これによれば、収用審査委員会の裁決に不服な者は内務大臣に訴願できる。また、収用審査会の違法裁決により権利を傷害されたと思う者は行政裁判所に出訴できる。これらは裁決書謄本交付を受けた日から二週間以内であれば訴願・訴訟ができる(81条)。また、収用委員会の裁決中の補償金額の決定に対し不服のある者は、裁決書謄本交付を受けた日から三ヶ月以内であれば通常裁判所に出訴できる。(82条)この部分こそ、「令」と「法」が本質的に異なる部分といえよう。(10)

以上、七点を中心に「令」と「法」を比べてみると、この両者には大きな違いがある。第一に「令」では土地所有者・関係人の権利がほとんど保証されていない。交渉においてもしかり、補償についてもしかりである。第二に、「令」は総督・道長官という行政側の権限が圧倒的に大きいことがよく示されている。「法」では官選とはいえ収用審査委員会が第三者的な仲介機能を果たしている。第三に「令」では総督の「裁定」が下れば、その後はその決定に従うしかないのである。

### (3) 土地収用令の「改正」

「令」は公布後、実際に各種工事の遂行に絶大な威力を発揮した。しかし、「令」が持つ土地所有者・関係人の権利無視という性質のため、各地で様々な問題が生じたようである。このため、1924年1月に政務総監は近来「起業者カ土地所有者ニ対スルニ一片ノ形式的交渉ニ対シ回答ナキ等ノ故ヲ以テ直ニ買取ニ応セサルモノトシテ土地収用事業認定ヲ申請スル向勘カラサル」と指摘し、各道知事に対し「土地収用令ハ濫ニ之ヲ適用スヘキ精神ニ非サルヲ以テ

爾今事業認定ノ申請アリタルトキハ起業者カ土地買収ニ付誠意ヲ以テ交渉ヲ遂ケタルヤ否ヤヲ具体的ニ調査」(11)せよと、注意を喚起せざるを得なかった。つまり、当時は「一片ノ形式的交渉」によって起業者は事業認定を申請し、これを受けて地方長官も杜撰な適用を行っていたのである。

こうした問題点は、いくぶん総督府も認識し、内部では「令」の改正を検討していたようである。1924年9月には、「令」にも「法」における収用委員会のように第三者的機関の設置が検討された。これは政務総監を会長とし、総督府判事及び高等官9名を選定するものである。(12)だが、結局実施には移されなかった。

「令」の不備な点が多いため、道知事は安易に事業認定を行い、朝鮮人の生活を苦しめる状態が広がったようである。このため、1933年10月内務局長は道知事に対し三つの点での是正を求めた。事業認定に関しては、「従来ノ取扱例ヲ見ルニ事業ガ公共ノ利益ト為ルヤ否ヤニ付テハ別段ノ考慮ヲ払ハズ単ニ令第二条ニ列挙セル事業ニ該当スルノ故ヲ以テ直ニ進達スル向アルモ適当ナラズ」と指摘している。また、起業者ノ能力についても「往々申請者ニ「許可申請中」又ハ「認可申請ノ見込」ト記載シ甚シキハ何等ノ記載モナク申請」していると指摘している。また、物件の収用についても、「工作物其ノ他土地ノ定着物ガ収用スベキ土地ニ在ルノ故ヲ以テ直接事業ノ用ニ供セラレザル所謂支障物件タル場合ニモ之ヲ収用ノ目的物ト為シ得ルカノ如ク解スルハ妥当ナラズ」としている。(13)

朝鮮では1937年初頭から工業化に向けた土木、建設工事が急増する。これに対応するため、1937年4月内務局長は道知事に対し、「令」の適用をより広範囲に行うようにと指示する。「輓近土地収用ヲ為シ得ベキ事業計画ノ樹立又ハ其ノ発表等ニ依リ却テ土地ノ取得ニ困難ヲ将来スル事例尠カラザルモノナリ」、「自今土地収用ヲ為シ得ベキ事業ニシテ急速施行ヲ要スルモノニ付テハ事前交渉ノ有無ニ拘ラズ直ニ事業認定申請相成可然右通牒ス」。つまり、従来は総督府が否定してきた安易な事業認定が、これ以後は一般的になったのである。総督府は新たな方針転換を行なったのである。(14) 事実、この指示によって土地収用は一挙に拡大し、1937年の『朝鮮総督府官報』に掲載された「土地収用公告」は植民地期最高の71件で、これは前年度42件の1.7倍にもなった。(15)

1938年4月には残地補償の面積をめぐる多くの紛争が表面化したようである。一筆の土地問題の一部を収用する場合、「起業者ノ測量ニ係ル分割予定面積ニ依リ処理セラル尠カラズ而シテカカル場合ノ裁決面積ガ土地台帳所官庁ニ於」て著しく関係人の被害が大きく、随所



で紛争が発生する。(16)

このように、「令」の適用は1911年以後朝鮮社会との間に、多くの対立・摩擦を生じたのである。しかし、実際に総督府が実施した「改正」はいずれも「土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業」(第2条)を追加することだけであり、抜本的な改正はなされなかった。しかも、この追加は総督府の各種政策遂行と密接な関係を持っていた。1918年1月には「一年三万五千噸以上ノ製鉄能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ営ム製鉄事業」が加わり、この「製鉄事業」は「銑鉄、鋼鉄、歴延鋼材(軌条及継目飯ヲ含ム)、鍛鋼製品若ハ鑄鋼製品ノ素材又ハ副生物ノ製造ニ関スル事業」とし、副生物の種類は、鑛滓綿、軽油など18種類を挙げた。(17)これは三菱製鉄の兼二浦製鉄所建設を念頭に置いたものである。さらに1926年7月にはこの項を「一年三万五千噸以上ノ製鉄能力及一年三万五千噸以上ノ製鋼能力」に改めた。(18)

1933年9月に「法」にはすでにありながら、「令」で欠落していた「神社、神祠」、「社会事業」、「索道、専用自動車道路」、「市場」などを追加した。(19)日中戦争の拡大により、朝鮮で重工業化路線が進むと、これに従い「事業」も増加する。1938年1月には製鉄に関する数字を「三万五千噸」から「十万噸」に改め、製鉄事業の中に「又ハ朝鮮総督ノ定ムル鉄鑛ノ精鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業」が加わり、また新たに「人造石油製造事業」を付け加えた。(20)その後も、1938年11月に「航空機製造事業」が(21)、1939年9月に「軽金属事業」が(22)、1941年1月には「有機合成事業」が各々加わった。(23)

このように「令」の「改正」は「事業」の内容を次々と加えていき、これによって「令」の対象となる土地、つまり没収され得る土地は急速に拡大したと推定する。こうした現象は、朝鮮社会から見ると、「令」の改悪に外ならなかった。

## 2・1920年代の「土地収用公告」分析

### (1)「土地収用公告」の史的価値

「令」は1917年1月20日に全北・全南・黄海・平南の未施行地域全部に適用されたことで、朝鮮全土に適用されることになった。残念ながら1910年代の「令」適用の具体な事例は明らかではない。しかし、『官報』には「土地収用公告」(以下、「収用公告」とする)が1920年3月25日から1944年7月10日まで、約24年間にわたって掲載されている。1章で述べたように「収用公告」とは、地方長官(後に知事)の申請を受けて朝鮮総督が事業認定を行い、この内容の「起業者、事業ノ種類及収用又ハ使用スヘキ土地ノ細目」を明記したものである。

記載方法の一例を挙げれば、次の通りである。

「左ノ事業ハ土地収用令ニ依リ土地ヲ収用スルコトト得ルモノト認定ス

- 一 起業者 朝鮮京南鉄道株式会社
  - 一 事業ノ種類 鉄道建設
  - 一 収用スベキ土地ノ細目 忠清南道舒川郡馬東面山西里五一九番
- 昭和四年十月二三日 朝鮮総督 子爵齊藤実」。(24)

このように「収用公告」の記載事項から、年月、全体の数、起業者の種類、事業内容、地域、土地の細目数などを知ることができる。これらを分析することによって、「令」の実態が一部浮かび上がってくる。ここでは1920年代（1920～1929年）に限定して、その内容を考察してみたい。(25)

ただ、史料の信憑性に関しては、二つの問題点がある。第一には、今回利用した『朝鮮総督府総索引』の信憑性に関してである。『官報』は膨大であるため全頁を確認しておらず、今回は前記の索引を利用した。この過程で1920年代の記載事項において4件の漏れがあり、月日の間違いが6件あることが判明した。(26) おそらく詳細に検討すれば、まだいくつかの漏れがあるかもしれない。

第二には、この「収用公告」は総督がおこなった「事業認定」の結果であり、総督の最終的な「裁定」ではない点にある。後述するように「事業認定」がなされても、「追加」「延長」「失効」「削除」「更生」「無効」など次の段階で新たな変化が生じる。また、「令」を実際に適用する場合、「収用公告」の占める位置がいまだ不明である。それゆえ、「収用公告」と実態との間には、かなりの差があるかもしれない。

こうした二点の制約付きながら、現在のところ「収用公告」は「令」研究の基礎的な史料とみなして良いのではないかと判断し、分析を進める。

## (2) 「土地収用公告」の数

前章で述べたように、「令」が朝鮮全土に適用されたのは、1917年1月28日である。この約3年後の1920年3月25日付の『官報』から「収用公告」が掲載される。これから1920年代末までをまとめたのが、〔表2〕である。

表2 「土地収用公告」の数

単位：件(%)

年	新規	追加	延長	削除	失効	更正	無効	削除及追加	知事申請	合計
1920	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16
1921	17	1	0	1	0	0	0	0	0	19
1922	16	0	0	0	1	0	0	0	0	17
1923	30	0	2	0	0	0	0	0	0	32
1924	14	5	5	0	0	1	1	0	0	26
1925	7	2	3	0	0	0	0	0	0	12
1926	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
1927	14	1	0	0	0	0	0	1	0	16
1928	28	2	3	0	0	0	0	0	0	33
1929	26	5	3	0	0	0	0	0	1	35
合計	177(82)	16(7)	16(7)	1	1	1	1	1	1	215

『朝鮮総督府官報』（1920～29年）から作成。

まず、「収用公告」に使用される用語を説明する。「新規」とは今回私が便宜上命名したもので、総督府が初めて「事業」として認定したものである。「追加」とは「土地収用公告中収用スベキ土地ノ細目」を追加することである。<sup>(27)</sup>「延長」とは「土地収用裁決期間」の延長を意味する。<sup>(28)</sup>「削除」とは「収用スベキ土地ノ細目」を削除することである。<sup>(29)</sup>「失効」とは「起業者カ収用ノ時期マテニ補償金ノ払渡又ハ供託ヲ為ササルニ因リ土地収用令第二十条ニ依リ其効力ヲ失ヒタリ」しことを意味する。<sup>(30)</sup>「更正」とは「土地収用事業認定一部更正」のことで、「収用スベキ土地ノ細目中」で品目（畚、田、埜、林野、墓地など）が同一で、増減数が同じことである。<sup>(31)</sup>「無効」とは「道知事ノ裁定ハ収用ノ時期ヲ指定セサル無効ノ裁決」であるため、総督が知事に対し「更メテ裁決ヲ為スベキ旨」を知事に命令することである。<sup>(32)</sup>「削除及追加」とは「追加」と「削除」が同時になされることである。<sup>(33)</sup>「知事申請」とは、起業人が道知事に対し土地収用令による裁決を申請するものである。<sup>(34)</sup>ただ、この「知事申請」は他のものと比べて異質であり、『官報』編纂の際、誤って掲載されたと思われる。

〔表2〕のように、全体の82%が「新規」であり、収用地の細目を「追加」「延長」することはそれほど多くはなかった。

「新規」の177件を年代別に見ると、1923年には最高値を、1925年には最低値を各々示している。1920年代を通しては次第に漸増の傾向が見られる。

### (3) 起業者の種類

「令」の適用を地方長官を通して、総督に申請した起業者は〔表3〕の通りである。種類は多様であるが、これらを10種類に分類した。<sup>(35)</sup>

表3 起業者の種類

単位：件(%)

年	種別	株式会社	朝鮮総督府	水利組合	府	道	面	朝鮮軍	学校費	学校組合	その他	合計
1920		4	4	1	4	1	0	1	0	1	0	16
1921		7	3	2	1	1	0	0	3	0	0	17
1922		8	4	1	2	0	0	1	0	0	0	16
1923		7	7	7	3	3	2	0	0	1	0	30
1924		3	3	3	0	1	1	2	1	0	0	14
1925		2	2	0	0	1	0	2	0	0	0	7
1926		2	1	3	0	1	1	0	0	0	1	9
1927		5	5	1	2	0	1	0	0	0	0	14
1928		7	5	9	4	0	3	0	0	0	0	28
1929		10	5	7	3	1	0	0	0	0	0	26
合計		55(31)	39(22)	34(19)	19(11)	9(5)	8(5)	6(3)	4(2)	2(1)	1(1)	177(100)

『朝鮮総督府官報』（1920～29年）から作成。

まず、第一に株式会社の割合が31%を占めるように非常に高いのが特徴である。〔表3〕からは株式会社の業種は不明であるが、その内訳をみると、株式会社55件の内で47件（85%）が鉄道会社である。鉄道会社は、朝鮮鉄道（15件）、朝鮮京南鉄道（13件）、朝鮮中央鉄道（4件）、南朝鮮鉄道（4件）、朝鮮森林鉄道（4件）、西鮮殖産鉄道（3件）、金剛山電気鉄道（2件）、朝鮮産業鉄道（1件）、京城蘆島軌道（1件）など8社である。

朝鮮の私設鉄道は1920年6月に「朝鮮私設鉄道令」が制定され、1921年4月には「朝鮮私設鉄道補助法」が施行されたことで、本格的な敷設が開始した。1935年には営業距離が1091.9Kmとなり、朝鮮の鉄道全体に占める割合は高まっていった。「令」を積極的に適用したことも、営業距離が急速に伸びた一つの理由だといえよう。最も件数の多い朝鮮鉄道株式会社は、1923年9月に朝鮮中央鉄道、南朝鮮鉄道、西鮮殖産鉄道、朝鮮林業鉄道、朝鮮産業鉄道、両江拓林鉄道の6社が合併して設立されたものである。路線としては忠北線、慶北線、黄海線、咸南線、咸北線の5路線を所有し、1935年時点では延長716Kmをもち、これは朝鮮の私設鉄道の約46%を占めていた。また、朝鮮京南鉄道は1920年設立され、郡山から天安を経て驪州にいたる延長213Kmの鉄道である。<sup>36)</sup>

ついで、電力会社が5件（9%）を占め、京城電気（2件）、朝鮮水電（2件）、南朝鮮水力電気（1件）の3社である。その他の株式会社は、南満州太興合名（1件）、三菱製鉄（1件）、朝鮮窒素肥料（1件）、など3社（5%）である。

第二に、総督府の占める割合も22%と高い。1章で述べたように、総督府が起業者の場合、あるいは起業人と関係人との協議が整わない場合であれ、最終の「裁定」は総督が行なうのである。つまり、総督府が起業者であれば、これを阻止する行政的な力を関係人はまったく持ちえなかったのである。

第三に、地方行政団体の割合も高い。1920年代の朝鮮の財政団体としては、総督府の外に、道・府・面・学校費・学校組合など5つの地方行政団体が存在した。この内で府の内訳をみると、釜山府が7件、平壤府が5件、京城府が3件、大邱府が3件、元山府が1件となる。5つの地方行政団体の件数を合計すると42件（24%）となる。これは総督府よりも2ポイント高い。前述したように、「令」で事業認定を受ける場合、地方長官を経由して、総督へ申請する。地方長官が起業人であれば、制度上では地方長官から総督へと文書は上がっていき、関係人はこれを阻止することはほとんど不可能である。

総督府と地方行政団体の件数を合わせると、81件（46%）となる。つまり、46%の場合、日本の行政機関が起業人となっており、ほとんど抵抗なく土地収用は可能だったといえる。

第四に、水利組合の割合も19%を示し、24水利組合が起業人となっている。組合単位で見ると、中央が7件、於雲、富平、延海、載信が各々2件である。これ以外に、大正、陽東、津南、區津面、平洞、慶山、碧井堤、美林、古阜、平安、仙山、牛城、安寧、昆明、麗華、舒川、咸興、蘭谷、蘇萊など19水利組合が各々1件ずつある。宮嶋博史氏らは植民地期朝鮮の水利組合を9類型に措定し、I-1a型（日本人が組合長で、蒙利面積が巨大な規模で、貯水池を水源とする組合、1906～1934年創立）として11組合を挙げている。<sup>(37)</sup> 24水利組合の中でI-1a型に該当するものが6組合（中央、延海、載信、古阜、安寧、舒川）含まれており、1920年代にはこの類型が「令」を最も適用したのである。

最も件数の多い中央水利組合は藤井寛太郎が1923年に江原道康郡に設立したもので、1万1214町歩におよぶ広大な蒙利面積が特徴である。<sup>(38)</sup> また、『東亜日報』によれば、水利組合設立に対する反対運動は1921年から1933年までに97件が発生し、このうち41件が設立計画が中止になったといわれる。<sup>(39)</sup> その一方、起業人における水利組合の割合の高さは、朝鮮農民の水利組合反対運動の一部を「令」は押しつぶしていったといえる。

#### （4）事業の種類

「収用公告」に掲載された事業の種類はかなり多岐にわたり、これらを「令」の事業名を基準にしてまとめ直すと〔表4〕のように17種類となる。<sup>(40)</sup>

表4 事業の種類

単位：件(%)

年	種類	鉄道	道路	教育	橋樑	溜池	堤防	河川	国防	電気	下水	官庁	軌道	水産	港湾	製鉄	水道	その他	合計
1920	7	3	2	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	16
1921	5	0	7	0	2	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	17
1922	9	4	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
1923	6	5	4	5	1	6	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	30
1924	3	1	1	1	1	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14
1925	3	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
1926	2	1	0	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
1927	5	3	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	14
1928	7	5	0	4	4	0	4	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	28
1929	9	5	0	3	3	0	1	0	3	1	0	1	1	1	0	0	0	0	26
合計	56(32)	25(14)	18(10)	16(9)	13(7)	10(6)	9(5)	5(3)	5(3)	4(2)	4(2)	3(2)	3(2)	2(1)	1(0)	1(0)	2(1)	177(99)	

『朝鮮総督府官報』（1920～29年）から作成。

第一に鉄道工事が32%と圧倒的な割合を見せている。これを私設鉄道と国有鉄道（総督府鉄道局）に分けると、前者は46件（82%）、後者は10件（18%）と大きな差を見せている。総督府は1910年代から朝鮮において湖南鉄道、京釜鉄道など「X」字型縦貫鉄道網の構築に乗り出し、1927年からは「朝鮮国有鉄道十二個年計画」を開始した。1920年代の私設鉄道に関しては従来あまり関心が払われていなかったが、実際には私設鉄道会社は営業延長などにおいて国有鉄道の水準に急速に迫っていた。(41)

また、鉄道とならび朝鮮の重要な交通網である道路工事も14%を占めている。道路工事の起業者を見ると、府は11件（平壤5、釜山3、大邱2、京城1）、総督府は6件、面は6件（咸興2、東萊1、南上1、龍山1、醴泉1）、道は2件（咸南1、慶北1）となっている。総督府は1917年10月から第2期治道工事を開始し、1920年代はこれが朝鮮全土で進行中だった。(42) これらは「令」を背景として進められたのである。

注目されることは、教育が10%を占めていることであろう。この時期、総督府は日本語、日本文化の普及をはかるため、1919年には「高等普通学校規則」、「女子高等普通学校規則」を、1920年には「私立学校規則」、「朝鮮教育令」を各々を改正した。さらに、1922年には「朝鮮教育令」（第二次）を公布し、新しい師範教育、大学教育の設置を盛り込み、朝鮮人と日本人を同一な教育制度の下に置いた。(43) 教育の18件を起業者別に見ると、総督府が7件で最も多く、京城工業専門学校、京城医学専門学校、京城師範学校、京城師範学校附属小学校、大学予科、京城帝国大学などの工事である。この他に、学校費は4件、道地方費は3件、学校組合は2件、府は2件となる。

また、用悪水路の16件（9%）、溜池の13件（7%）、堤防の10件（6%）も注目される。これらの三種類を合計すると、39件（22%）となり、鉄道工事に次ぎ第2位を占める。これらを起

業者別で見ると、実に39件中の32件（82％）は水利組合であり、残りは7件（総督府5件、道地方費1件、その他1件）に過ぎない。換言すれば、水利組合を起業者とする「事業」34件中、32件（94％）はこの三種（用悪水路、溜池、堤防）の工事であることが明らかになった。朝鮮での水利組合の工事費には、原則的には国家が担当しなければならない治水事業費、ないしは社会間接資本の性格をもつ費用まで含まれていた。これが朝鮮での水利組合事業費の高額性と、組合費負担の過重性を招来した根本的な要因であるとされる。(44)これに加えて、水利組合の用悪水路、溜池、堤防工事は土地所有者（その大多数は朝鮮人）の強烈な反対に直面していたのである。

このように、事業の上位5位だけみても、鉄道、道路、教育、用悪水路、溜池と産業基盤整備事業の割合がかなり高い。敗戦後の日本では朝鮮の植民地支配を肯定的に評価する見解が絶えず、また近年になってこの傾向が露骨になっている。(45)しかし、「令」なしには総督府は産業基盤整備を押し進めることは不可能だったのである。

#### (5) 地域の分布

「令」が適用された地域を道別で見ると、〔表5〕の通りである。最低の忠北（2％）から最高の京畿（19％）まで数字の高低はあるものの、朝鮮の全道で「令」は適用されていることがわかる。地域別には京畿が19％と他道よりかなり高い。これは首都圏であるため各種工事の必要性が高かったのであろう。次いで、黄海、咸南、慶南が各々11％を占めている。

〔表5〕からは不明であるが、京畿、慶南の中における京城府と釜山府の占める割合が各々高い。京城府は15件（45％）、釜山府は8件（42％）といずれも高い数字がでている。これは都市部で「令」の適用が多かったことを意味している。

表5 地域の分布

単位：件(%)

年	道	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	合計
1920		2	1	0	0	0	1	4	2	3	1	0	1	1	16
1921		5	0	3	0	1	0	3	2	0	0	3	0	0	17
1922		2	0	2	0	1	2	4	0	1	1	0	2	1	16
1923		10	0	2	1	0	1	0	2	4	0	4	6	0	30
1924		2	0	0	0	1	1	1	3	0	1	3	2	0	14
1925		1	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	1	7
1926		2	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0	9
1927		3	0	1	0	2	1	2	2	1	0	0	1	1	14
1928		2	2	2	2	0	4	2	5	5	0	0	3	1	28
1929		4	0	5	4	0	2	1	2	1	0	1	5	1	26
合 計		33(19)	3(2)	15(8)	8(5)	6(3)	15(8)	19(11)	20(11)	16(9)	4(2)	12(7)	20(11)	6(3)	177(99)

〔朝鮮総督府官報〕（1920～29年）から作成。

(6) 土地の細目数

「収用公告」には土地の面積は記載されず、地番と地目が記載されているだけである。このため、残念ながら土地の細目数しかわからない。さらに、一部の土地については土地調査が充分でないため、「地番に括弧を付せるは未査定的林野にして仮地番を掲けたるものなり」(46)との説明もあり、実際の筆数はさらに多かったものと推測される。地目に関しては、「土地調査令」(1910年)の分類に従い、畚、田、埜、池沼、林野、雑種地、社寺地、墳墓地、公園地、鉄道用地、水道用地などの名称が用いられている。(47)表6では地目ごとの分類はせず、筆数のみで177件を分類してみた。細目数からは収用された土地の面積がわからないため、暫定的に細目数を「小規模(1~50)」、「中規模(51~100)」、「大規模(100以上)」と三分して見てみる。

表6 土地の細目数

単位：件(%)

年	筆数	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101~200	201~300	301~400	401~500	500以上	細目数なし	合計
1920	8	4	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	16
1921	7	4	0	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	17
1922	4	3	1	3	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	16
1923	18	7	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	30
1924	9	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
1925	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
1926	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
1927	5	3	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14
1928	15	5	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
1929	18	2	1	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26
合計	96(54)	32(18)	12(7)	13(7)	3(2)	3(2)	6(3)	1	0	1	4(2)	3(2)	0	1	1	1	1	177

「朝鮮総督府官報」(1920~29年)から作成。細目数は筆者が計算した。

まず、1~10筆が54%、11~20筆が18%となっているのが注目される。両者を合計すれば、1~20筆というごく小規模な土地収用は128件、72%を占めている。「小規模」収用のレベルで見れば、156件、88%を占めている。この事実から、「令」は最初から広大な面積の土地を奪うのに目的があったのではなく、少数とはいえ最後まで土地収用に反対する人々を根絶する際に意味があったといえるだろう。

その一方では、「中規模」収用、「大規模」収用がなされていることも重要である。「中規模」収用としては、10件(6%)ある。規模の大きい順に挙げると、陽東水利組合の溜池築造が74筆(1922年)、京城府の下水改修が67筆(1920年)、南朝鮮鉄道の鉄道建設が67筆(1922年)、朝鮮鉄道の鉄道敷設及び停車場が64筆(1929年)、朝鮮京南鉄道の鉄道建設が63筆(1927年)、延海水利組合の用水路開設が63筆(1927年)、朝鮮軍經理部の軍馬補充部支部設置が61筆(1922年)、安寧水利組合の溜池築造が54筆(1928年)、朝鮮中央鉄道の鉄道建設が53筆(1920年)。



年)、総督府の京城師範学校新築が53筆(1921年)となる。

また、「大規模」収用の事例も10件(6%)ある。規模の大ききの順に挙げると、西鮮殖産鉄道の軽便鉄道敷設は602筆(1920年)、南朝鮮鉄道の鉄道敷設は462筆(1921年)、中央水利組合の貯水池築造は280筆(1923年)、中央水利組合の用水路開設は275筆(1923年)、朝鮮京南鉄道の鉄道敷設は242筆(1921年)、南朝鮮鉄道の鉄道敷設は197筆(1922年)、西鮮殖産鉄道の鉄道敷設は196筆(1921年)、平安水利組合の溜池築造は153筆(1928年)、朝鮮京南鉄道の鉄道敷設は113筆(1926年)、南朝鮮鉄道の鉄道敷設は112筆(1922年)である。

この両者を合わせると、「中規模」、「大規模」収用の20件の内、鉄道株式会社の鉄道敷設関連が11件、水利組合の溜池築造関連が6件、行政機関(総督府・京城府)が2件、朝鮮軍が1件となる。また、土地細目数では南朝鮮鉄道が838筆、西鮮殖産鉄道が798筆、中央水利組合が555筆、朝鮮京南鉄道が418筆が上位4位を占め、特に私設鉄道の敷設工事で広大な土地が収用されたのである。

つまり、細目数では1~20筆が全体の件数の72%を占めおり、通説でいわれていたように、「令」の存在が無条件な土地収用を意味するものではない。しかし、その一方で50~602筆の「中規模」「大規模」収用も11%を占めているように、土地収用をめぐる「調整」が整わない場合には広大な面積の土地収用も実施されたのである。

## おわりに

本稿では、まず1911年4月に公布された土地収用令の検討を行い、続いて1920年代の『朝鮮総督府官報』掲載「土地収用公告」の分析を行った。それらの内容を要約すれば、以下の通りである。

第一に、朝鮮の土地収用令は日本の土地収用法と比べると、非常に簡略化した内容であり、特に土地所有者・関係人の権利がまったく守られていない。土地収用法では第三者的機関として収用審査委員会があるのに対し、土地収用令では全ての権限が朝鮮総督、地方長官に集中しており、土地所有者・関係人は行政権の不当行為にして無力であった。

第二に、土地収用令は制定後、7回の「改正」が行われたものの、土地所有者・関係人の権利を守る方向への改正はなされなかった。その逆に、朝鮮総督府の産業政策によって土地収用が可能な「事業」は拡大され、これに従い1937年以降は土地収用がより容易になった。

第三に、「土地収用公告」によれば、1920年代の「新規」数は177件であり、起業者としては株式会社、総督府、地方行政団体、水力組合の割合が高い。「事業」内容としては、「公共」工事の中でも鉄道・道路・教育・用悪水路・溜池などの割合が高い。

第四に、「土地収用公告」によれば、収用された土地の細目は1～20筆が全体の件数の72%を占めている。その一方51～601筆という「中規模」、「大規模」収用も11%あり、起業人としては私設鉄道会社、水利組合が多かった。

今回の研究はあくまでも土地収用令に関する基礎的な研究にすぎない。今後の研究課題としては、以下の三点が挙げられる。第一に1930～40年代の「土地収用公告」の分析を行い、1920年代との比較を行うことである。第二に土地収用令は具体的にどのように適用されたのか事例研究が必要である。第三に土地収用令は適用されなかったものの、その存在が土地の買収・収用にどのような「威力」を発揮したかを明らかにしなければならない。いずれも別稿で検討したい。

#### 〔補註〕

- (1)間組百年史編纂委員会編『間組百年史－1889～1945』（同社、1989年）634～650頁、「水豊発電所建設による水没地問題－朝鮮側を中心に」『朝鮮学報』139号（1991年4月）1～35頁、「植民期朝鮮における水豊発電所建設と流筏問題」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第1号（1998年3月）39～58頁、「1910年代の道路建設と朝鮮社会」『朝鮮学報』164号（1997年7月）1～55頁、「植民期朝鮮における治水事業と朝鮮社会－洛東江を中心に」（朝鮮史研究会第35回大会報告、1998年10月）『朝鮮史研究会論文集』第36号（1999年10月）掲載予定。
- (2)※文定昌『軍国日本朝鮮占領三十六年史』上巻（相文堂、1965年）140～142頁、朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上巻（青木書店、1973年）70～71頁、朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』（三省堂、1974年）205頁、朝鮮民主主義人民共和国社会科学院歴史研究所近代史研究室編金曜顯訳『日本帝国主義統治下の朝鮮』（朝鮮青年社、1978年）32頁、堀内稔「ダム・工場建設と住民」姜在彦編『朝鮮における日窒コンツェルン』（不二出版、1985年）277～340頁、堀内稔「長津江水電と土地紛争」『朝鮮民族運動史研究』2号（1985年）103～135頁、武田幸男編『朝鮮史』（山川出版社、1985年）248頁、前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」。朝鮮語文献は※で表示する。

- (3)「道路規則」の内容については、前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」、9～13頁参照。
- (4)『朝鮮総督府官報』明治44年7月14日付。(以下、『総督府官報』と略す)
- (5)日本の土地収用法に関しては、田中好『土木行政』(常磐書房、1926年)、渡辺宗太郎『土地収用法論』(弘文堂書房、1929年)、美濃部達吉『公用収用法原理』(有斐閣、1936年)参照。
- (6)台湾総督府編『台湾法令輯覧』(帝国地方行政学会、1926年)8頁。
- (7)朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報・明治44年』(同府、1913年)211頁。
- (8)前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」26～30頁。
- (9)土地収用令は『総督府官報』明治44年4月17日付を、土地収用法は『官報』明治33年3月7日付を、各々使用した。また、1889年7月の土地収用法(法律第19号)については、本稿では触れない。これに関しては、國宗正義『土地法立法原理—収用と補償に関するドイツ法と日本法の立法進展比較研究』(青林書院新社、1980年)参照。
- (10)朝鮮では訴願法、行政裁判法のような人権関係の法規は最後まで適用されなかった。また、刑事令(1912年)の規定する刑事訴訟手続きも日本の刑事訴訟法よりはるかに被告に不利なもので、朝鮮人には行政権の不当行為を提訴する道がなかった。(梶村秀樹・姜徳相「日帝下朝鮮の法律制度について」、仁井田陸博士追悼論文集編纂委員会編『仁井田陸博士追悼論文集』第3巻、勁草書房、1970年、334頁)。訴願法、行政裁判法については、朝鮮人から早急に制定すべしと強い要求が出されていた。([社説]『東亜日報』1928年4月21日付、1929年2月14日付、1932年1月16日付、1935年2月12日付。※東亜日報社説編纂委員会編『東亜日報社説論集』1巻、同社、1977年、715、743～744、807、954～955頁)。
- (11)「土地収用令適用ニ関スル件」(土秘第1号)、朝鮮総督府内務局土木課編『現行朝鮮土木法規集』(帝国地方行政学会朝鮮本部、1938年)下巻、第11章、148頁。(以下、『法規集』とする)
- (12)『東亜日報』1924年9月15日付。
- (13)「土地収用令ノ改正ニ関スル件」(内秘第49号)、『法規集』上巻、第7章、3～5頁。
- (14)「土地収用裁決ニ関スル報告ノ件」(土第169号)『法規集』上巻、第7章、15頁。1937年から総督府が朝鮮内労働力動員のために実施した官斡旋(道内・道外)政策に関しては、広瀬貞三『「官斡旋」と土建労働者—「道外斡旋」を中心に』『朝鮮史研究会論文集』29号(1991

年3月) 115～137頁、同「植民地朝鮮における官斡旋土建労働者一道外斡旋を中心に」『朝鮮学報』155号(1995年4月)1～46頁参照。

(15)「土地調査委員会公文」『朝鮮総督府官報総索引』第1巻(亜細亜文化社、1990年)441～442頁。

(16)「土地収用裁決申請面積確定ノ件」、『法規集』上巻、第7章、11頁。

(17)『総督府官報』大正7年1月31日付。

(18)『総督府官報』大正15年7月12日付。

(19)『総督府官報』昭和8年9月7日付。

(20)『総督府官報』昭和13年1月25日付。

(21)『総督府官報』昭和13年11月11日付。

(22)『総督府官報』昭和14年9月20日付。

(23)『総督府官報』昭和16年1月24日付。なお、土地収用令との関連で本来ならば「朝鮮市街地計画令」(1934年)に言及しなければならないが、ここでは省略する。※孫禎睦『日帝強占期都市計画研究』(一志社、1990年)177～210頁参照。

(24)『総督府官報』昭和4年10月23日付。

(25)「土地収用公告」の調査には、前掲「土地調査委員会公文」『朝鮮総督府官報総索引』第1巻、432～445頁を用いた。土地収用に関する内容を「土地調査委員会公文」に含めることは誤りである。

(26)前掲「土地調査委員会公文」『朝鮮総督府官報総索引』第1巻、432～445頁。

(27)『総督府官報』大正10年1月25日付。

(28)『総督府官報』大正12年8月16日付。

(29)『総督府官報』大正10年1月22日付。

(30)『総督府官報』大正11年6月12日付。

(31)『総督府官報』大正13年2月8日付。

(32)『総督府官報』大正13年4月16日付。

(33)『総督府官報』昭和2年11月14日付。

(34)『総督府官報』昭和4年9月28日付。

(35)起業者の分類は、次の10種類とする。

「朝鮮総督府」-朝鮮総督府、朝鮮総督府鉄道局長

「道」-道知事、道地方費

「府」-府尹

「面」

「学校費」

「学校組合」

「水利組合」

「株式会社」-鉄道、その他

「朝鮮軍」-朝鮮軍經理部、国

「その他」-金仁経外50名

③6朝鮮総督府鉄道局『朝鮮鉄道状況・第27回』（同局、1936年）97～99、117～120頁。

③7宮嶋博史他『近代朝鮮水利組合の研究』（日本評論社、1992年）63頁。

③8古庄逸夫編著『朝鮮土地改良事業史』（友邦協会、1960年）180～181頁。

③9松本武祝『植民地期朝鮮の水利組合事業』（未来社、1991年）79頁。

④0事業名の分類には、以下の原則を適用した。①工事の種類が二種以上にわたっている場合は最初の工事名を優先する、②工事名称から「工事」、「並付帯工事」は全て省略する、③地名、河川名、学校名は全て省略する。17種類の工事に含めた各種工事名は、以下の通りである。（工事名は初出順）

「国防」-軍事ニ関スル施設、軍馬補充部支部設置、軍事ニ関スル事業

「官庁」-屠場建設、病院建設、警察署敷地拡張、朝鮮総督府分室敷地拡張

「教育」-学校建設、学校拡張、学校新築、学校運動場拡張、学校移転、校舎建築、学校建築、教育ニ関スル事業、公設運動場新設

「鉄道」-軽便鉄道敷設、鉄道敷設、鉄道線路改良、鉄道建設、鉄道橋梁及線路ノ改修、鉄道線改良、鉄道線路変更並停車場新設、鉄道敷設及停車場新設、鉄道工場設置、鉄道線路変更、鉄道敷設並二停車場拡張、停車場新設

「軌道」-軌道敷設、専用押軌道敷設

「道路」-道路築造、道路改修、道路付替、道路及下水改修、道路及下水道ノ改修

「河川」-河川付替、河川敷拡張、改修、河川整備、河川改修

「堤防」-防水堤増築、防水堤築造、防水堤築造並用水路開設、堤防築造、防水堤築造並河川整理

「用悪水路」－用水路開設、用悪水路開設、用悪水路築造、用悪水路開設河川付替及堤防築造、用水路新設、用水路拡張

「溜池」－貯水池及放水路新設、貯水池築造、溜池築造、調整池築造並堤防築造、貯水池並用水路築造及防水、貯水池及防水堤築造並二用排水路開設、貯水池築造並二用排水路開設

「港湾」－港湾設備、港湾修築並二道路築造

「水道」－水道敷設

「下水」－下水改修、下水路新設、下水道開設及道路築造

「電気」－電気事業、電柱建設、電気事業用運炭専用鉄道敷設、送電線路建設

「水害予防」－護岸工事並堤防築造、付近防水、防排水設備

「製鉄」－製鉄事業

「その他」－殖林苗圃設置、収用セムトスル土地ノ実地調査

(41)※鄭在貞『日帝の韓国鉄道侵略と韓国人の対応（1892～1945年）』（ソウル大学校大学院博士學位論文、1992年）89～107頁。菊島啓「朝鮮における鉄道の發達と特徴－植民地期の私設鉄道と専用鉄道を中心として」『清和法學研究』第1卷第1号（1994年9月）77～86頁。

(42)前掲広瀬論文「1910年代の道路建設と朝鮮社会」20頁。

(43)※金雲泰『改訂版 日本帝國主義の韓国統治』（博英社、1998年）286～291頁。

(44)前掲宮嶋博史他『近代朝鮮水利組合の研究』215～217頁。

(45)高崎宗司『日本人の朝鮮觀－「妄言」の原形』（木犀社、1990年）224～257頁、藤岡信勝・井沢元彦『NOといえる教科書－眞實の日韓關係』（祥伝社、1998年）282～309頁、黃文雄『歪められた朝鮮總督府－だれが「近代化」を教えたか』（光文社、1998年）105～126頁参照。

(46)『總督府官報』大正11年11月17日付。

(47)「土地調査令」（制令第2号）『土木法規集』下卷、第13章、55頁。土地調査事業に関しては、宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』（東京大学東洋文化研究所、1991年）、※金鴻植他『朝鮮土地調査事業の研究』（民音社、1997年）等参照。